

情報経営イノベーション専門職大学における研究活動行動規範

令和2年5月20日

最高管理責任者裁定

- I 情報経営イノベーション専門職大学に所属する我々研究者は、研究活動に当たっては研究が真理の探究と人類への貢献を目的とすることを認識し、研究者としての自覚と見識のもとにこの規範を定めるところに従い、誠実に行動することを誓います。

(研究者の責任)

- 1 研究者は、大学が社会の信頼と付託の上に成り立っていることを認識し、自身が持つ専門知識、技術、経験を生かして、常に研究を深め、人類の健康と社会の安寧に貢献するという責任を有していること。

(法令の遵守等)

- 2 研究者は、研究の立案・計画・実施・報告等の研究活動に関連するあらゆる過程の行動について、法令、関係規則を遵守するとともに、一社会人としても社会規範に従うこと。

(個人の尊重)

- 3 研究者は、あらゆる場において、人種、性、職業、地位、思想、宗教等によって個人を差別せず、人間として公平に対応して、個人の自由と人格を尊重すること。

(研究の正当性の確保)

- 4 研究者は、研究によって生み出される成果は、科学的にその正確性や正当性を立証する責任を有するとともに、自身が行っている研究の過程において、研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、社会の疑惑を招くようなねつ造、改ざん、盗用等の不正行為を為さず、また、それに加担せず誠実に行動すること。

(研究経費の適正執行)

- 5 研究者は、研究活動に必要な経費の使用に当たっては、法令、関係規則及び予算の定めるところにしたがって適正に執行し、社会の不信を招くような不正使用はしないこと。

(研究の公表)

- 6 研究者は、自身が行っている研究を社会に積極的に公表し、対話を通して理解を求めるなど、社会との関わりを深めるように努めること。

(研究意識の改革)

7 研究者は、研究活動における不正行為及び不正使用は、研究全体に対する社会の信頼を損なう違反行為であることを自覚し、自ら率先して本規範を遵守して、本学全体の研究に関する意識改革に努めること。

(研究者間の関係)

8 研究者は、他の研究者の業績は正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重するとともに、自身の研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実に対応すること。

(事務との連携)

9 研究者は、自身の研究活動に必要な物品等の調達等の事務、研究成果報告書等の作成について、社会の疑惑を招かないよう常に事務職員と連携して、適正に対応すること。

II 情報経営イノベーション専門職大学に所属し、教育研究活動を支援する我々事務系職員（以下「職員」という。）は、職員としての誇りと自覚のもとに、研究者と行動を一つにして適正な研究活動に資するためこの規範の定めるところに従い、誠実に行動することを誓います。

(職員の責任)

1 職員は、常に本学の使命と役割を認識し、本学の職員としての責任のもとにそれぞれの使命・職責を自覚して行動すること。

(職務の遂行)

2 職員は、研究者と連携して、高い倫理観と専門性のもとに法令、関係規則及び予算の定めるところに従い、職務のあらゆる過程において不正行為及び不正使用を為さず、また、それに加担せず、適正、かつ誠実に職務を遂行すること。

(社会の信頼)

3 職員は、大学の研究教育活動が社会の信頼と付託の下に成り立っていることを認識し、社会の疑惑や不信を招くことのないよう、常に自覚と責任を持って誠実に行動すること。

附 則

この裁定は、令和2年5月20日から実施する。